

天神山コミュニティ供用施設（公民館）賃貸借契約証書

甲 天神山自治会長

印

乙 クラブ名

代表者氏名

印

使用目的 ()

使用部屋 和室 AB ・ 憩いの部屋 ・ 厨房 ・ 2 階集会室

上記当事者間において、下記の約定により賃貸借契約を締結した。

第 1 条 本契約の部屋の使用は、以下の通りとする。

() 曜日 月に (1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5) 回 時より 時までとする。
部屋名 ()

第 2 条 賃貸借料は別表 1 の通りとし、当月分を当月 2 7 日までに自治会会計に納入しなければならない。

(別表 1)

(単位 : 円)

| 使用場所 | 料金区分 | 利用時間 | | | 備考 |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1時間 | 1.5時間 | 2時間 | |
| 憩いの部屋 | 地域内 | 500 | 750 | 1,000 | 空調費込み |
| | 地域外 | 750 | 1,125 | 1,500 | 空調費込み |
| 和室(A・B) | 地域内 | 600 | 900 | 1,200 | 空調費込み |
| | 地域外 | 900 | 1,350 | 1,800 | 空調費込み |
| 2階集会室 | 地域内 | 700 | 1,050 | 1,400 | 空調費込み |
| | 地域外 | 1,050 | 1,575 | 2,100 | 空調費込み |

※厨房・音響使用は、一回につき厨房（1,000 円）音響（500 円）とする。

第 3 条 使用の期間は、本契約の日から 1 カ年とする。但し、契約期間終了後において、双方に異議のない場合は継続更新する事が出来る。

第 4 条 乙は、上記使用目的の他には、使用してはならない。

第 5 条 乙は、建造物又は、付属物品（障子・畳・机・椅子・絨毯など）を破損又は汚した場合は、速やかに元の通りに直し、甲の検査を受けなければならない。

第 6 条 乙は、後片づけ及び清掃して、管理人の検査を受けなければならない。天神山コミュニティ供用施設（公民館）管理人は、甲の代行者である事を、乙は承知し管理人に接しなければならない。

第7条 双方、何らかの都合により、解約の必要が生じた時は、1ヶ月以上の猶予期間を以て相手方に通知しなければならない。これに対して、異議を申し立てる事はできない。

第8条 天神山自治会の行事等において、天神山コミュニティ供用施設（公民館）使用の必要が生じた場合は、1ヶ月前までに甲は乙に通知し使用する事が出来るものとする。但し、乙は別の日時を使用する事が出来る。

第9条 乙が、本契約の条項に違反した場合は、甲は直ちに無条件で解約する事が出来る。

第10条 本契約に定めのない事項については、双方協議の上、円満に解決するものとする。

上記の通り、当事者共に合意の上、本契約2通を作成し、各自署名捺印の上、各自1通を所有するものとする。

平成 年 月 日

甲 天神山自治会長 印

乙 氏 名 印
住 所
電話番号